

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

〔 令和 2 年 月 日 〕
〔 閣 議 決 定 案 〕

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「平成 26 年 12 月 27 日」を「令和元年 12 月 20 日」に改め、「閣議決定された」の下に「第 2 期」を加える。

第 1 章 1 中「人口減少、少子高齢化」を「人口減少・少子高齢化」に改める。

第 1 章 2 中「社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ」を「産業資源等の地域資源や社会資本、空き地・空き家・空き店舗といった遊休資産等の既存ストック、訪日外国人旅行者の増加などのチャンスを有効活用するとともに、人口減少、少子高齢化や Society5.0 の実現に向けた未来技術等の普及といった社会経済情勢の変化と進展等に対応し、民間との連携や人材の確保・育成を強化しつつ」に、「いかしながら」を「活かし、令和 2 年〇月〇日に中心市街地活性化本部決定された「中心市街地活性化促進プログラム」を活用することを十分に検討しながら」に改める。

第 1 章 2 ②中「、空き地・空き家・空き店舗といった遊休資産の有効活用等」を「等」に改める。

第 2 章 1 中「推進する。」の次に次のように加える。

特に、「中心市街地活性化促進プログラム」に基づき、人の交流の活性化や Society5.0 の実現に向けた未来技術等の活用といった社会経済情勢の変化と進展等に対応した取組、まちのストックや地域資源・チャンスを活かす取組及び民間との連携や人材の確保・育成を強化する取組（以下「中活プログラムに基づく重点的な取組」という。）について積極的に支援するとともに、中心市街地活性化制度が一層効果的に活用されるよう、市町村のニーズを踏まえ、基本計画の検討段階から効果的な制度の活用を助言するなどのハンズオン支援の強化等により、より活用される制度として運用を行う。

第 2 章 1 中「また」を「さらに」に改める。

第2章2中「実施する。」の下に「特に、中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する。」を加え、「その内容や活用事例の周知を図るものとする」を「「中心市街地活性化促進プログラム」に基づき、整備を行った支援措置の内容や効果的な活用事例の周知・助言、ハンズオン支援等を実施する」に改める。

第2章5中「創設に努める。」の下に「その際、中活プログラムに基づく重点的な取組への積極的な支援について、配慮するものとする。」を加える。

第2章6(1)⑥中「応じて」の下に「効果的な支援措置の活用による施策展開や、」を、「認定基本計画の見直し等について」の下に「積極的に」を加える。

第2章6(1)⑦中「成功事例」の下に「や支援措置の活用事例」を加える。

第3章1中「市町村は」を「中心市街地の活性化は、多様な市街地で推進できうるものであるが、市町村は」に改め、「当たって」を「当たっては」に改める。

第3章2(1)中「まちの長い発展の歴史」を「まちの歴史」に改め、「みなすことができる。」の下に「特に、平成の市町村合併による地域の実情に配慮するものとする。」を加え、「異なる課題」を「異なる機能や課題」に改める。

第11章3中「4つ」を「5つ」に改める。

第11章3(4)の次に次のように加える。

(5)中心市街地への波及

当該事業者は自治体や商店街等と連携し、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、売上高等の増加）をより一層効果的なものとする取組を当該事業の実施に合わせて行わなければならない。